

令和5年度第1回地域安全まちづくり審議会 議事録概要

1 日 時 令和5年8月24日(木) 14:00~15:30

2 場 所 兵庫県学校厚生会館3階大会議室

3 出席者

委 員：道谷会長、縣委員、大岡委員、興津委員、梶木委員、
田中委員、野田委員、山脇委員、米田委員

事務局：井ノ本県民生活部長、中井県民生活部次長、宮崎くらし安全課長 等

4 内 容

(1) 会長選出

道谷委員を会長として選出

(2) 会長代理選出

馬場委員を会長代理として選出

(3) 諮問「犯罪被害者等支援に関する計画について」

事務局から、「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」の概要を報告した後、本諮問について説明

(委員)

条例は本年制定され、地域安全まちづくり推進計画においても行動6で「犯罪被害者等が安全安心に暮らせる地域をつくる」という形で盛り込んでいる。支援計画は、犯罪被害者等支援を具体的にどのように行っていくのかを定めるもので、審議会へ諮問し、策定していく。

犯罪被害者はこれまで刑事事件等で表に出てこなかった人たちである。刑事訴訟法では、当事者主義という概念が伝統的に取り入れられている。当事者として、訴追する側の検察官と被告人で刑事裁判が進み、裁判官が判決するという形で、刑事裁判に被害者が組み込まれてこなかったのが刑事訴訟法の原理原則である。被害者が蚊帳の外に置かれてきたのは事実である。

昭和終盤から犯罪被害者の人権をどう考えていくかが大きな流れになってきた。昭和49年の三菱重工ビル爆破事件が大きなきっかけになり、事件と関係ない被害者が出てきて、それまで日本には被害者を支援するような法政策がなかったが、そこで大きな課題を突きつけられ、順次、法が制定されていった経緯がある。

その中で、被害者支援に関する法律はできていったが、刑事訴訟法、刑事裁判では、犯罪被害者は蚊帳の外に置かれてきたということもあり、平成になりようやく犯罪被害者の意見陳述等が刑事裁判でも取り入れられるようになっていった。

国は平成16年に犯罪被害者等基本法を制定して順次改正等行い、兵庫県も条例を制定して犯罪被害者の支援をしっかりとやっていくことになってきた。

(委員)

加害者支援、被害者支援を地域安全まちづくり推進計画に入れた時期は、自治体の2割程度で犯罪被害者に特化した条例が制定されている状況であったが、現在、ほぼ全ての都道府県で条例が制定されている。兵庫県においても、犯罪被害者等の条例を制定することが社会的に求められる中で、地域安全まちづくり条例から独立した形で条例が制定された。兵庫県では、県より先に全市町で条例が制定されており、県条例と市町条例の両輪で、地域安全まちづくり条例とともに活性化していくものとなっている。

今後、地域安全まちづくり審議会とともに犯罪被害者等支援計画検討会議において具体化していくことになるが、どのように計画を実施していくかが肝心となる。

この機会に委員各位から多角的な視点で、犯罪被害者支援についてどのように考えていけばよいか、意見をいただきたい。

(委員)

条例第3条第2項で、二次被害が生ずることのないよう配慮する旨の規定があるが、非常によいことである。

神戸市北区で男子高校生が被害にあわれた事件で、父親の講演を聞くと、10年間犯人が逮捕されるまで苦労されたと思う。マスコミを含む二次被害に被害者は泣かされている。犯罪発生直後から二次被害の防止まで継続して対応しなければ効果がないのではないか。

川西市も条例があり、生活安全課主催で被害者の支援に係る相談を行っている。そういう具体的な方法もこれから考えていくとよいのではないか。

(委員)

条例第9条に基づき犯罪被害者等支援計画を策定する予定で、審議会に諮問があった根拠として、審議会規則第2条第1項第3号の「地域安全まちづくりに関する重要事項に関すること」に該当するというものであった。知事が審議会に諮問をすることについて、義務的に諮問したのではなく、任意に諮問してそれを受けて審議会で審議するという理解でよいのか。

条例第9条第3項で、「知事は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等をはじめ広く県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」と規定している。今後、どのような形でその措置を講ずるのか。

(事務局)

諮問については任意である。当計画を知事が諮問しなければならないという個別の規定はなく、審議会で諮問に対して審議していくということである。

審議会委員に意見を聞くこと、検討会議で犯罪被害当事者等に意見を聞くこと、パ

ブリック・コメントを実施すること等が広く意見を聞く措置に該当すると考えている。

(委員)

条例第 26 条に児童、生徒という言葉が入っている。子どもが性犯罪等の被害者になる事例が多く、加害者にも被害者にもなり得る。当事者から意見を聞くのは難しいと思うが、子どもの頃に犯罪被害者になりトラウマ的になってしまうということもあるので、兵庫県としてしっかり対策に取り組めるのか、自分の知見等も生かしながら協力していきたい。

(委員)

時代が大きく変わり、子どもが大人並みの犯罪に巻き込まれてしまう、子どもの方がいろいろな情報が手元にあり、本当なのかわからない世界に吸い込まれていくようなことになっている。保護者が子どもとの話を深め、地域の方も子どもが置かれている状況が自分の子ども時代とは全く違うことを前提として取り組む必要があり、学校教育も非常に悩んでいるため、委員各位の意見を聞きながら、学校で何ができるのかを考えていきたい。

(委員)

昔と全然、子どもの立ち位置が違ってきており、子どもの方がよく知っていることもある。そういうことも踏まえながら、被害者の権利の保護をしっかり取り組む必要がある。

(委員)

犯罪被害者等給付金支給法の制定等、最初は経済的対策から始まり、その後精神的対策へ広がっているが、二次被害として、ネット社会の中、SNS 等で被害者が傷つけられる事例が非常に多い。例えば、人が注目するような事件が起こり、被害者側から被害者の名前を公表しない旨の要望があると、警察とメディアの間でいろいろな攻防があり、そのハードルが上がっている状況である。

計画で具体化する時にどこまで二次被害防止が措置できるのか気になるところで、個別の事例も異なり、計画でどこまで規制できるかという問題もあるが、非常に大きな問題だと感じている。

(委員)

二次被害という非常に大きな問題がある。特に被害者の名前が出ることについて、マスコミは知る権利があるとするが、被害者、家族、遺族の人権をどう捉えるのかというせめぎ合いが出てくる。そういったことも踏まえて、施策の中でどういう形で盛り込んでいけるのかを検討していくべきである。

(委員)

自分たちの子育て時代と異なり、子どものパトロールをしている中でも犯罪に巻き込まれる可能性が高いことを感じているので、少しでもそれを防げるように一緒に考えていきたい。

(委員)

犯罪被害者がいるということは犯罪が起きているということで、犯罪を減らすことが犯罪被害者を減らすことにつながる。どのように犯罪を減らすのかは永遠の課題であるが、犯罪がある以上被害者が生み出され、その被害者をどのように支援していくのか。犯罪の減少及び犯罪被害者の減少と、犯罪被害者への支援方策を一緒に考えていくのは難しい。

(委員)

SNSでの拡散により秘密にできない、どこから拡散されるかわからないということについても、対策が必要となる。

(委員)

SNS等において、間違った情報が流れること、いったん流れると消せないという恐ろしい面がある。被害者の名前等が正しいとしても、それをネットにあげてよいのかという問題があり、間違った情報が一人歩きした場合も恐ろしいことが想定されるため、SNSの問題は最近のネット社会の大きな課題ではないか。

犯罪被害関係の法律等が整備された当初はネット社会がない状況で、あまりそういうことは考えていなかった。ネット対策を支援施策の中にどのように位置付けるかは難しい問題である。

(委員)

二次被害は大変重要な問題である。条例第6条に「事業者は、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない」という規定があるが、この事業者というものが具体的に何を指すのか。

条例には事業者の定義は規定されておらず、事業を営むあらゆるものと理解できるのではないか。報道機関であれば、県内に本拠を置く神戸新聞、全国紙も入るであろうし、インターネットであれば、フェイスブックやインスタグラムを運営するメタや、ツイッターから名称が変わったX、そういう世界的な大企業も含めて事業者としての責務が課されていると理解してよいのか。

(事務局)

ご意見のとおり事業を営むあらゆるものという認識である。事業者が何を指すのか、どこからどこまでなのかという定義はない。

(委員)

委員各位の意見を伺い、あらためて、今後に向けての具体的な施策を考えていく必要があると認識した。インターネット等の二次被害も含めて、計画の中で具体的に議論され言語化された事例は多くない。社会や子どもを取り巻く環境が変化している中で、子どもたちのためになるような施策の具体化を求めていく必要があることを認識したところである。

(委員)

事務局には各委員の意見や犯罪被害にあわれた当事者等の意見も踏まえて、犯罪被害者等支援に関する計画の策定に向けた検討を進めるようお願いする。

(4) 報告「地域安全まちづくり推進計画（第6期）の進捗状況

事務局から、当計画で位置付けている3つの目標及び8つの行動の活動指標の進捗状況について報告

(委員)

刑法犯認知件数や安心して暮らせると思う人の割合等について、コロナ禍の影響はどのように考えているのか。人流が制限されていたため刑法犯認知件数が抑制されていたのが、その反動で一気に伸びたという解釈もできると思うが、その辺りの分析と、それと同じように、安心して暮らせると思う人の割合が令和2年頃から急激に下がっているのは、犯罪状況だけでこうなっているのか、コロナ禍で皆非常に暮らしが苦しかったり孤立したりといろいろなことがあったので、そういったこともあるのか、その辺りの分析がないとなかなか原因の特定にはいたらないのではないかと。

(事務局)

コロナ禍の影響による刑法犯認知件数の動向は分析していない。今回大きく増えている特殊詐欺は、人流制限の影響が少ない部分もあるとみられるため、コロナ禍に関係なく犯罪を減らしていくべきと考えている。

治安が良く安心して暮らせると思う人の割合についても、各個人の考え方によるものだが、安心して暮らせる要因を「治安が良く」としているため、犯罪の増加に伴って、割合が減少していくものだと考えている。

(委員)

刑法犯認知件数が令和3年に減少して令和4年に増加しているのは、コロナの影響が大きいという分析があったと思う。人流が戻ってきていることは現実としてあるかと思うので、コロナ前の数字と比較することも大事ではないかと。

(委員)

目標「高齢者の特殊詐欺被害を減少させる」について、県が設定しているのは非常によいことである。特殊詐欺に泣かされており、いくら対策を行っても減らない。

以前、高齢者の方から、「パソコンを操作していると警告音が鳴り、プラグを抜き差ししても警告音が続くので、恐くなってパソコンの上に布団を被せて押さえていた、このままだと心臓発作で死ぬのではないかという思いをした」という話を聞いた。高齢者にとって特殊詐欺は本当に生きるか死ぬかといったものである。

警察、行政、防犯協会も一生懸命取り組んでいるが、卑劣な犯罪である。老後の生活基盤、子や孫との信頼関係を一瞬で破壊するような卑劣な犯罪で、特殊詐欺の予兆であるアポ電被害も後を絶たない。危機的状況である。

県の方でも宣言している「地域の絆」や「家族の絆」も重視しながら防止対策に取り組んでおり、そちらの指導もよろしく願います。

(委員)

目標「子どもに対する声かけ・つきまとい等の事案発生件数を減少させる」について、兵庫県でも子どもが減少していると考えられるが、子どもの人数を踏まえた件数を考慮してもよいかもしれない。

高齢者の特殊詐欺について、自動録音装置を付けても電話番号の登録等ができない高齢者が多く、発信者がわかる設定を最初に行うべきだと思う。ワクチン接種の時も学生等が予約手続をサポートしており、そのような取組が一人暮らしの人等にあれば安心だが、行っているのか。

(事務局)

自動録音機について、県警の方で個人宅を訪問しているケースもあると聞いている。兵庫県の令和4年特殊詐欺件数は全国で6番目に多く、現在も令和4年を上回る勢いで増えている。

毎年、地域安全まちづくり推進員の委嘱式と研修を県民局で行っているが、今年度は全ての県民局で研修の中に特殊詐欺対策を盛り込むようにしており、地域の警察署から講師として来ていただいている。地域における声かけ等を通じて守っていきたい。

(委員)

高齢者が一人で家にいると電話がかかってくると嬉しくなって出てしまう。この電話であれば出てよいことがわかるような設定が家族でできればよいが、なかなかできない家もあると思うので、地域の方や若年者、特に若年者はワクチンの時に非常に活躍したと聞いているので、そういうサポート体制を構築できるとよい。

(5) 報告「兵庫県再犯防止推進計画の策定」

事務局から、「兵庫県再犯防止推進計画」の概要を報告

(委員)

犯罪をした人が二度と犯罪をしないようにするにはどうすればよいか最も大きな問題で、刑事政策の一大テーマにもなっている。世の中から犯罪をなくすにはどうすればよいかを考える刑事学において、犯罪学と刑事政策というものがある。犯罪学は理想を追い求めて犯罪をどのようにゼロにするのか、それは犯罪の原因を突き止めると実現できるというもので、犯罪の原因は遺伝素質という考え方と生まれ育った環境という考え方が対立しているような学問である。一方、刑事政策は犯罪をゼロにはできないがどうすれば減らしていけるのかを検討するという学問である。

犯罪をした人がまたしてしまうことで犯罪が増えているので、それを防ぐための政策を行うのが最も効果的ではないかというものが再犯防止で、犯罪はゼロにはならないが減らす効果が表れやすいということで法律ができ、県も計画を策定したものである。このような計画をしっかりと作ってそれを具体的にどのように進めていくのかが大事である。

計画期間は令和5年から令和10年までで、5年間、計画に基づいて進めていき、今後の見直し内容も検討していく必要がある。

(委員)

高齢受刑者が出所した時にその人の生活をどのように成り立たせるかが本質で、また犯罪をして入所することを防ぐとなると福祉政策に近くなるが、福祉部門との連携は行っているのか。

(事務局)

計画の検討時点から福祉部門とは連携しており、計画を今後実施するにあたって、ワーキンググループや研修を通じて連携していきたい。各市町が実施している福祉サービスを提供していくことも重要で、県として各市町と連携していく必要がある。

満期釈放の場合は保護観察がないため、どの方が入所していたのか、再犯防止の対象となるのかを国から教えてもらわない限り、県市町としても対応が難しいため、国、市町を含めた連携体制が重要である。

(委員)

保護司や篤志面接委員を経験してきた中で、罪を犯した少年等をどのようにサポートしていくのかは大きな課題と感じている。

受刑者の高齢化について、徳島刑務所が無期受刑者を収容しているが一部区画が老人ホームのようになっており、視察に行った際、刑務官が介護職員のようなことをしている状況であった。そういう人たちの出所後をケアしないとまた同じようなことに

なり、「最良の刑事政策は最良の社会政策である」というリストの言葉もあるぐらいで、刑事政策と社会政策は表裏一体ではないかと思う。高齢受刑者の出所後の対策も再犯防止につながるため、非常に難しいとは思いますが、考えていく必要がある。

(委員)

再犯防止推進計画について、地方自治体は努力義務で策定することになっているが、今回、細かく実動性のある計画になっている。

再犯防止、被害者支援が地域安全まちづくり推進計画に入れられた観点からすると、再犯防止の方が進んでいると思われるのではないかと。被害者の方は、被害者支援と加害者支援で雲泥の差があり、加害者支援にお金が投じられていると感じるところもある。

今回のワーキンググループ等はすばらしい取組で、各分野で関係者を集めて調整を継続していくといった視点も被害者支援において持てるように、今は加害者支援が先行していると思うので、より充実したものにしてもらいたい。

(委員)

これまで再犯防止を含めて加害者をどのように支援していくかが議論されて、被害者は蚊帳の外に置かれてきたので、今回の条例、計画ができたことで、よりよい方向に進めばよい。

(委員)

知人で少年院を出られた方を自分の家に寝泊まりさせて、更正に取り組んでいる方がおられる。民間においても、再犯防止は大事であることを一人ひとりが考えて取り組んでいる。一人でも多くの方が県の再犯防止にどのようにして協力していけばよいのかを考えていくべきである。

(委員)

今後も県として再犯防止等に取り組まれるようお願いする。